

提案基準⑦ 第2種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要不可欠な建築物

市街化調整区域に存し、又は建設する第2種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物又は墓園（以下「施設」という）に必要不可欠な建築物を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。
基準の内容
1 当該建築物の用途は、当該施設と密接な関連を有するものであって、当該施設の利用上直接的に付随し、必要不可欠と認められること。
2 当該建築物は、当該施設の区域内にあること。ただし、当該施設の利用方法及び当該土地の状況を勘案して、やむを得ないと認められる場合は、これに隣接する土地を含む。
3 当該建築物の建築面積の総計は当該施設面積の2パーセント以内とし、かつ、延べ面積の総計は当該施設面積の4パーセント以内であること。
4 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の解釈・運用

- (1) 当該施設区域に当該建築物を設ける場合には、法第43条の規定の適用を要する。
- (2) 墓園には、ペット霊園も含むものとする。